

玉川発電事務所

管内除雪業務委託

08-DT-M8

仕 様 書

令和8年度

秋田県 玉川発電事務所

目 次

第1章 共通事項

1 総 則	P3
2 業務管理	P3
3 提出書類	P3

第2章 委 託

1 委託概要	P4
2 委託場所	P4
3 委託条件	P4
4 委託内容	P5
5 そ の 他	P6

第1章 共通事項

1 総 則

- (1) この仕様書は、秋田県玉川発電事務所管内除雪業務委託08-DT-M8に適用する。
- (2) 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ実施するものとする。

2 業務管理

- (1) 業務の実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- (2) 業務の実施に当たり、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の妨害並びに公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
- (3) 豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から天気予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- (4) 作業中の安全に留意しなければならない。
- (5) 業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。
- (6) 仕様書またはあらかじめ監督職員の指示した箇所については監督職員の確認を得ること。

3 提出書類

提出書類については以下による。

なお、様式については、「秋田県委託業務共通仕様書 様式集」による。

これにより難しい場合は監督職員との協議による。

- | | | |
|------------------------|-------------|------|
| (1) 業務着手届（様式-1） | （契約後速やかに） | 1 部 |
| (2) 業務工程表（様式-2） | （契約後速やかに） | 1 部 |
| (3) 業務計画書（様式-7） | （契約後速やかに） | 1 部 |
| (4) 業務打合せ・協議記録簿（様式-26） | （必要のつど） | 1 部 |
| (5) 作業日報（任意様式） | （業務実施後速やかに） | 1 部 |
| (6) 作業月報（任意様式） | （翌月速やかに） | 1 部 |
| ※ただし3月分は業務完了日まで提出すること。 | | |
| (7) 業務完了届（様式-18） | （業務を完了したとき） | 1 部 |
| (8) その他必要なもの | （必要のつど） | 必要部数 |

※ 記載の提出部数についてはこれによるが、監督職員が特に指示するときはこの限りではない。
提出書類の様式について、「調査員」を「監督員」、「管理技術者」を「主任技術者」と置き換えるものとする。
提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

第2章 委 託

1 委託概要

本委託は、玉川発電事務所管内のスノーポール設置及び機械除雪、人力除雪を行うものである。

2 委託場所

- (1) 小和瀬発電所（仙北市田沢湖田沢字小和瀬沢国有林地内）
発電所構内、連絡道路（約6.5km）
- (2) 玉川発電所（仙北市田沢湖田沢字水尻合沢国有林地先）
発電所構内、連絡道路（約1.6km）
- (3) 玉川発電事務所、待機宿舎、鎧畑発電所（仙北市田沢湖田沢字鎧畑地内）
事務所構内、待機宿舎構内、発電所構内
- (4) 田沢湖発電所（仙北市田沢湖田沢字潟前地内）
発電所構内、連絡道路（約4.0km）

3 委託条件

- (1) 使用する除雪車は以下の条件を満たすものとし、あらかじめ監督職員の承諾を受けるものとする。

ア ロータリー除雪車とし、対象箇所に応じて次の機関出力以上であるもの

(イ) 小和瀬発電所、玉川発電所 : 220kW（300PS）級

(イ) 玉川発電事務所、待機宿舎、
鎧畑発電所、田沢湖発電所 : 90kW（130PS）級

イ 道路運送車両法に基づく登録済のもの

ウ 車両前後に次の文字を表示するもの（下地：白色、サイズ：縦30cm、横60cm程度）

(イ) 除雪車（赤文字及び反射材仕様）

(イ) 玉川発電事務所（赤文字）

エ 運行記録計（タスクメータ）を備えるもの

- (2) 除雪車の運転員については、契約締結後速やかに除雪機械運転員届を作成し、同届に免許証、除雪講習会受講証等の写しを添付して、監督職員に提出すること。

なお、監督職員が正規の運転員として不適当と判断した場合は、運転員の変更を求めることがある。その場合は速やかに対応すること。

- (3) 設計図書に計上される「除雪作業時間」とは「実作業時間」、「除雪区間内の回送時間」の合計とし、始業・終業時の準備運転時間及び休息時間は含まない。

4 委託内容

(1) スノーポール設置

設置（使用）するスノーポールは支給品（竹製 384 本、鋼製 16 本、共に長さ約 4 m）とする。

設置に当たっては除雪車による作業を円滑に、かつ安全に実施できるように配慮し、設置箇所を決定すること。

なお、鋼製のスノーポールは下記ウの箇所に設置すること。

設置本数は次のとおりとする。

ア 小和瀬発電所	:	270 本
イ 玉川発電所	:	76 本
ウ 玉川発電事務所、待機宿舎、鎧畑発電所	:	45 本
エ 田沢湖発電所	:	9 本
合計	:	400 本

(2) 機械除雪

ア 別紙図面のとおり、各所構内及び連絡道路の除雪を行う。

なお、予定時間は以下を見込んでいる。

(ア) 220 kW (300 PS) 級 : 62 時間

(イ) 90 kW (130 PS) 級 : 52 時間

イ 出動基準について

原則として当方から依頼があった場合に出勤すること。ただし、玉川発電事務所、待機宿舎、鎧畑発電所は午前 7 時までに 10 cm 以上（受注者の会社所在地）の降雪が見込まれる場合に自動出勤すること。

なお、原則として待機宿舎は午前 7 時まで、玉川発電事務所、鎧畑発電所は午前 7 時 30 分までに除雪作業を完了させるものとする。

ウ 連絡道路の除雪幅について次のとおりとする。

(ア) 小和瀬発電所 連絡道路 : 3.5 m 程度

(イ) 玉川発電所 連絡道路 : 5.2 m 程度

(ウ) 田沢湖発電所 連絡道路 : 5.0 m 程度

(3) 人力除雪

ア 別紙図面及のとおりに、各所屋根等の雪下ろしを行う。

時期については監督職員と協議による。なお、予定数量は 287 m³を見込んでいる。

(ア) 小和瀬発電所 玄関屋根

(イ) 小和瀬発電所 自家発電室屋根

(ウ) 小和瀬発電所 ケーブルクレーン室屋根

(エ) 玉川発電所 放水路ゲート室屋根

(オ) 玉川発電事務所 事務所玄関屋根

(カ) 玉川発電事務所 自家発電室屋根

(キ) 田沢湖発電所 自家発電室屋根

(ク) 田沢湖発電所 調圧水槽ゲート室屋根

5 その他

- (1) 作業日報及び作業月報への記載内容は次のとおりとする。

ア 作業日報

- (ア) 作業年月日
- (イ) スノーポール設置箇所及び設置本数
- (ウ) 機械除雪箇所及び除雪前積雪量
- (エ) 機械除雪時刻及び実施時間
- (オ) 人力除雪箇所及び除雪量

イ 作業月報

- (ア) スノーポール設置箇所及び設置本数
- (イ) 機械除雪作業時間及び除雪箇所
- (ウ) 人力除雪箇所及び除雪数量

ウ 作業写真

- (ア) 作業前後の状況及び積雪深がわかるもの。

- (2) 履行区間の道路及び道路付属物等について、作業上支障となる箇所を十分に把握し、事故の防止に努めること。また、発電所等の構内はマンホールやグレーチング等、地上面より突起している箇所があるため十分注意すること。除雪作業により、当該付属物等を損傷した場合は、監督職員に報告し、速やかに復元すること。
- (3) 除雪車の故障、または事故等により除雪作業の実施が不可能となった場合は速やかに監督職員に報告すること。
- (4) 当委託業務の履行中は一般交通等の安全に十分注意し、必要に応じて標識の設置及び円滑な交通処理を行うこと。
- (5) スノーポール設置及び、人力除雪時に使用する用具類は受注者負担とする。

玉川発電事務所
管内除雪業務委託
08-DT-M8

現場説明書（条件明示）

令和8年度

秋田県 玉川発電事務所

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては、秋田県委託業務共通仕様書その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。

第1編 共通編

第1章 基準等

第1節 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。

第2節 積算基準

委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

- (1) 土木工事標準積算基準書〔共通編〕（令和7年10月以降適用）秋田県建設部
- (2) 土木工事標準積算基準書〔道路編〕（令和7年10月以降適用）秋田県建設部
- (3) 土木工事標準積算基準書〔参考資料〕（令和7年10月以降適用）秋田県建設部
- (4) 建設機械等損料算定表（令和7年10月以降適用）秋田県建設部

第2編 現場説明事項

第1章 条件明示

第1節 除雪業務関係

(1) ロータリ除雪車

仕様書第2章3委託条件（1）に示す除雪車が故障などにより除雪作業が不能となったときは、監督職員との協議のうえで代替の除雪車（以下「代替車」という。）を決定してください。ただし、除雪時に上述の不具合等が生じ、速やかに作業を継続しなければならない場合は、代替車の決定・使用は事後の報告で差し支えないものとします。

代替車は仕様書第2章3委託条件（1）に示す除雪車と同等以上の性能を有するものとします。ただし、変更に伴う費用の増減については設計変更の対象としません。また、やむを得ず当初の性能以下の代替車を使用する場合は、別途協議とします。

(2) 国道341号冬期通行規制に伴う小和瀬発電所連絡道路除雪

国道341号が冬期通行規制となった場合の除雪については、監督職員より規制内容について説明します。